

令和元年第6回野洲市議会定例会提出案件 (No.2)

1 補正予算 1件

□議第143号 令和元年度野洲市一般会計補正予算(第11号)

①予算額

- ・補正前予算額 24,744,696千円
- ・補正額 2,640千円
- ・補正後予算額 24,747,336千円

②補正の概要

【歳入】

- ・財源調整として繰越金の増額(2,640千円)

【歳出】

- ・「野洲市民病院公金支出差止等請求事件」に係る訴訟事務委託料(着手金)の計上(2,640千円)

【債務負担行為】

- ・「野洲市民病院公金支出差止等請求事件」に係る訴訟事務委託料について債務負担行為を追加

訴訟事務委託料

期間：令和元年度から訴訟契約終了年度まで

限度額：訴訟事務委託に伴う弁護士報酬額の範囲内

2 その他 5件

□議第144号 工事請負契約について(中主小学校校舎増築(建築主体)工事ほか)

次のとおり工事請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1 契約の目的 中主小学校校舎増築(建築主体)工事
中主小学校旧館棟大規模改修(建築主体)工事
中主小学校体育館大規模改修(建築主体)工事 } 合冊入札

2 契約金額 877,800千円

内訳 { 校舎増築 446,693,500円
旧館棟大規模改修 259,838,700円
体育館大規模改修 171,267,800円

3 契約の相手方 滋賀県蒲生郡竜王町山之上 3276番地

株式会社 ヤマタケ創建

代表取締役 竹井 友明

□議第 145 号 工事請負契約について（中主小学校校舎増築（電気設備）工事ほか）

次のとおり工事請負契約を締結するため地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|----------|--|--------|
| 1 契約の目的 | 中主小学校校舎増築（電気設備）工事 中主小学校旧館棟大規模改修（電気設備）工事 中主小学校体育館大規模改修（電気設備）工事 | } 合冊入札 |
| 2 契約金額 | 1 8 1, 2 6 9 千円 | |
| 内訳 | { 校舎増築 112, 791, 800 円 旧館棟大規模改修 44, 378, 400 円 体育館大規模改修 24, 098, 800 円 | |
| 3 契約の相手方 | 滋賀県湖南市平松北二丁目 3 番地 美松電気株式会社 代表取締役 黄瀬 勇 | |

□議第 146 号 工事請負契約について（中主小学校校舎増築（機械設備）工事ほか）

次のとおり工事請負契約を締結するため地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|----------|---|--------|
| 1 契約の目的 | 中主小学校校舎増築（機械設備）工事 中主小学校旧館棟大規模改修（機械設備）工事 中主小学校体育館大規模改修（機械設備）工事 | } 合冊入札 |
| 2 契約金額 | 2 0 5, 7 0 0 千円 | |
| 内訳 | { 校舎増築 147, 066, 700 円 旧館棟大規模改修 50, 992, 700 円 体育館大規模改修 7, 640, 600 円 | |
| 3 契約の相手方 | 滋賀県野洲市高木 48 番地 1 株式会社 乾 設備工業 代表取締役 乾 哲典 | |

□議第 147 号 工事請負契約について（野洲北中学校校舎増築（建築主体）工事ほか）

次のとおり工事請負契約を締結するため地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---------|--|--------|
| 1 契約の目的 | 野洲北中学校校舎増築（建築主体）工事 野洲北中学校南校舎大規模改修（建築主体）工事 | } 合冊入札 |
|---------|--|--------|

2 契約金額 643,500千円
内訳 { 校舎増築 329,627,100円
南校舎大規模改修 313,872,900円

3 契約の相手方 滋賀県近江八幡市出町170番地

株式会社 秋村組

代表取締役 ^{あきむら} 秋村 ^{たかし} 昂

□議第148号 工事請負契約について（野洲北中学校校舎増築（電気設備）工事ほか）
次のとおり工事請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1 契約の目的 野洲北中学校校舎増築（電気設備）工事
野洲北中学校南校舎大規模改修（電気設備）工事 } 合冊入札

2 契約金額 133,100千円
内訳 { 校舎増築 28,968,500円
南校舎大規模改修 104,131,500円

3 契約の相手方 滋賀県野洲市北野1丁目13-18 アイハラビル2-A

^{きょくしんこうぎょう} 旭進興業株式会社 滋賀支店

支店長 ^{いけきた} 池北 ^{きよし} 清